

## 周防大島町危険空家等除去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民生活の安全・安心と良好な住環境の確保を図るため、町内の適切に管理されていない危険な空家等の除却に要する費用に対し、予算の範囲内において周防大島町危険空家等除却事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、周防大島町補助金等交付規則(平成24年周防大島町規則第24号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等に準ずる空家等 住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1及び別表第2並びに別表第3のそれぞれ(い)評定区分1及び2の合計評点が100点以上であるものをいう。
- (3) 解体工事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可(土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る)若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者で町内に事業所を有するものをいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる危険な空家等は、特定空家等又はこれに準ずる空家等(以下「危険空家等」という。)とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 危険空家等の所有者又は管理者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 法第14条第3項の規定する命令を受けていない者
- (4) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員)又はこれらと密接な関係を有する者でない者

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、補助対象者が解体工事業者に依頼して行う解体工事であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となる工事

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る費用（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、周防大島町危険空家等除去事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 空家等の位置図

(2) 空家等が記載された「名寄帳兼課税台帳」又は「固定資産税納税通知書」等、所有者が解るもの

(3) 解体業者の見積書

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定通知)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、周防大島町危険空家等除去事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、前条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、周防大島町危険空家等除去事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(事業の実施)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に事業を実施しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、周防大島町危険空家等除去事業中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号)により、町長に申請しなければならない。

(変更に係る承認申請)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ周防大島町危険空家等除去事業変更申請書(様式第 5 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第 8 条の規定を準用する。この場合において、前項の申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその理由及び当該補助対象事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 町長は、第 1 項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付決定の取消し、又はその決定の内容若しかはこれに付した条件を変更することができる。

5 町長は、前項の場合において、周防大島町危険空家等除去事業補助金変更等決定通知書(様式第 6 号)により、補助事業者に通知する。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して 60 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて周防大島町危険空家等除去事業実績報告書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の支払いに係る領収書の写し

(2) 完了写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 15 条 町長は、前条の規定による報告があった場合、その内容を審査し、現地調査を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して、周防大島町危険空家等除去事業補助金交付確定通知書(様式第 8 号)により通知する。

(是正のための措置)

第 16 条 町長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、適合させるための措置をとるべきこと

を補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、周防大島町危険空家等除去事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 町長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 10条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助金の返還)

第20条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し周防大島町危険空家等除去事業補助金返還命令(様式第10号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。